独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部

千葉障害者職業センター

ごあんない

障害者職業センターとは？

障害者職業センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置・運営している施設です。

障害者職業センターは、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターなどとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰を目指す**障害のある方**、障害者雇用を検討している或いは雇用している**事業主の方**、障害のある方の就労を支援する**関係機関の方**に対して、支援・サービスを提供しています。

サービスのながれ

受　付
事前に予約をお願いします。まずはお電話ください。

↓

説明会
業務の内容について説明した後、センターの利用希望についてお伺いします。

↓

職業相談・職業評価
必要に応じ職業能力等の評価を行い、就職や職場適応に向けての相談を行います。

↓

支援プランの策定（職業リハビリテーション計画）
ハローワークや各関係機関と連携し、必要な支援の検討を行います。

↓

職業準備支援
センターに通所し、作業や講座の受講等を行い、就職への準備を整えるための支援をします。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
ジョブコーチが一定期間職場を訪問し、職場定着するための支援をします。

職場復帰支援（リワーク）
うつ病などの精神疾患により会社を休職中の方が円滑に職場復帰するための支援をします。

↓

ハローワークでの求職活動

↓

フォローアップ

他機関での相談・通所など

こんなときにご利用ください

求職中の方

- 仕事が長続きしない
- どんな働き方が合っているのか分からない
- 働く上での課題や就職に向けた取り組み方を相談したい

在職中の方

- 仕事がうまくできない
- 仕事の悩みや不安を相談したい

休職中の方

- 復職に向けてウォーミングアップしたい
- 復職をしたいが自信がない

など

事業主支援

事業主に対して、障害者の雇い入れや、その後の雇用管理についての相談・援助を行います。

支援内容

●障害者の雇用を検討している段階で

障害の特性や職業上の配慮事項、社内の理解や周知、雇い入れ計画の作成、職場配置、職務内容の設定、教育・訓練、労働条件、コミュニケーションの取り方など

●具体的な求人を出す段階で

募集活動の方法、安定所への求人の出し方、配慮や緩和すべき労働条件、採用前に使える職場実習制度、トライアル雇用制度、採用後の各種助成金の活用など

●障害者の雇用管理の段階で

作業能率、品質、安全面、作業指導・報告、対人面、出退勤管理、職場のルールやマナー、職業生活など

●障害者雇用に関する情報収集の段階で

障害者雇用リファレンスサービスによる事例提供、事業主支援ワークショップにおける各種の情報やノウハウの共有、雇用管理サポートによる雇用管理の専門家からの助言・援助など

方法

障害者職業カウンセラーが、ご相談を通じて職場の状況を把握したうえで、個々の状況に応じ課題の改善や解決に向けた援助を行います。

（注）国及び地方自治体は対象になりません。

関係機関支援

障害者就業・生活支援センターをはじめとする障害者の就労支援機関等に対して、職業リハビリテーションに関する技術的事項の助言や提案を行います。

集団方式

就業支援基礎研修

就労移行支援事業所、福祉機関、医療等の関係機関の就業支援担当者を対象に、効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術等の習得を目的とした研修を行っています。

就業支援実践研修

関係機関の就業支援担当者（2年以上の実務経験をお持ちの方）を対象に、障害別（精神障害・発達障害・高次脳機能障害）の就業支援に関する実践力を修得していただくための研修を全国12エリアごとに行っています。

個別方式

支援技法に関する助言・提案

支援機関からの要請により、個別に支援の実施方法に関する助言を行います。

実際の支援場面を活用した協同支援

主に事業所等において、関係機関の職員と当センターの職員が協同して支援することを通じて、支援の実施方法の助言や援助を行います。

実際の支援場面を活用した実習

主に当センターが行っている支援の場面を、関係機関の職員に見学、体験していただくことを通じて、支援の実施方法等の助言や援助を行います。

職業相談・評価

職業自立のためのご相談や職業能力等の評価を行い、必要な支援プランを策定します。

対象者

障害の種類や障害者手帳の有無にかかわらずご相談をお受けしています。

職業相談・評価

適切な職業選択や就職活動のために、また職場で安定して働き続けられるために、相談や助言を行います。

就職の希望などを把握したうえで、各種検査を通じて職業能力等を評価し、それらを基にして職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた支援プラン（職業リハビリテーション計画）を策定します。

サービスのご利用にあたって

◆予約制です。お電話（043-204-2080）でご連絡のうえ、業務説明会参加希望とお伝えください。
希望する方には業務説明会の後、30分程度の個別相談を行います。
相談までにお待ちいただく時間が生じる場合があります。

※ご本人が同意されている場合、ご家族、関係機関の方の業務説明会や、後日に行う職業評価への同席も可能です。

◆当センターでの相談・各種サービスは無料ですが、交通費、昼食代などは各自で負担してください。

◆個人情報については、独立行政法人等個人情報保護法及び当機構の定める「個人情報の取扱いに関する規程」等に従い適正に取り扱い、利用者の権利利益を保護します。

当センターの職業評価は就職や職場適応への可能性や課題の整理を図るものであり、適職判定や就職の可否を判定するものではありません。

知的障害者判定・重度知的障害者判定

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定を行います。

※重度知的障害者判定の依頼については最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

職業準備支援

就職や復職に向け、以下の目的でサポートを行います。
●仕事の進め方や職場でのコミュニケーションに関する自分の特徴、働く上での課題、会社に配慮してほしいこと等の自己理解を深める
●働く上での課題への対処方法を身につける
●就労に関する知識を習得する
併せて、職場実習や採用面接同行など就職活動の支援を行います。
就職（復職）の際には、ジョブコーチによる支援を利用することができます。

対象者

就職を希望している方、休職中であり復職を希望している方等が対象となります。

支援内容

個々の状況に応じ、下記の内容を組み合わせて行います。

●作業支援

実務作業（物流作業、仕分作業等）、事務作業（書類チェックや書類整理、パソコン作業等）を用意しています。個々人の状況に応じ、作業を選択します。

●職業準備講習カリキュラム

就労に関する知識を身につけるための講習等を行います。履歴書の書き方、面接の受け方、職場のルールとマナー、職場実習等の内容があります。

●自立支援カリキュラム

精神障害のある方を対象に、職場におけるコミュニケーションスキルの向上や、ストレス対処に関する講習・演習を行います。

●就労支援カリキュラム

発達障害のある方を対象に、日常生活や職業生活における問題解決技能やコミュニケーションスキルの向上に関する講習・演習を行います。

●適応支援カリキュラム

うつ病等の気分障害のある方を対象に、キャリアに関する講習・演習や、他の受講者とのチームで課題に取り組む作業体験をとおしてストレス対処力や職場環境への適応力を高めます。

実施期間

標準的には８～12週間で、支援スケジュールを個別に設定します。

サービスのご利用にあたって

◆まずは職業評価を受けていただき、その結果をふまえた「個別カリキュラム（具体的目標と支援内容）」に基づき、支援を行います。

ジョブコーチ支援

事業主と本人との同意に基づき、ジョブコーチを事業所に派遣し、職場に適応するために必要な支援を実施して、職場定着と職業生活の安定を目指します。

対象者

対象者は大きく求職者と在職者に分かれます。

求職者　採用にあたって職場での適応能力の向上を図る必要があり、事業所での支援体制のみでは十分な支援が難しい場合

在職者　職場や生活上の環境変化等により職場不適応の状態となり、職場への再適応を図る必要がある場合

（注）公務員は対象になりません。

支援内容

ジョブコーチ支援計画に基づき、障害者、事業主、家族に対して必要な支援を個別に行います。雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を開始します。

障害者支援　職場のルール・マナー、労働習慣の習得・改善に関する支援、作業習得のための支援、人間関係や職場のコミュニケーションの形成、改善に関する支援

事業主支援　障害の理解と対応方法についての助言・支援、作業内容の設定についての助言・提案、コミュニケーションのとり方についての助言、橋渡し

家族支援　対象者の職業生活を支えるために必要な支援方法についての助言

実施期間・支援頻度

原則として１か月以上８か月以内とし、標準は２～３か月程度で実施します。
支援頻度は週1～2回から開始し、徐々に頻度を減らします。

支援体制

障害者職業カウンセラーと複数のジョブコーチがチームを組んで支援します。

サービスのご利用にあたって

◆ご本人、事業主、支援機関、どなたからでもご依頼いただけます。

◆支援の打合せを行ったうえで支援計画を策定し、これに基づいて支援を実施します。

職場復帰支援（リワーク支援）

うつ病などの精神疾患により休職中の従業員（以下対象者）の職場復帰支援に際しては、対象者と事業主の双方に対して円滑な職場復帰のため主治医と連携して支援します。

対象者

うつ病などの精神疾患により休職中の方で、主治医が職場復帰のための活動を開始することを了解されている方

（注）公務員は対象になりません。

支援内容

センターは、対象者・事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰について3者の意思や意見を確認し、3者の合意に基づき職場復帰支援計画を立て、次のような支援を行います。

事業主に対して

- ◆職場復帰のための職務内容、労働条件等の設定に関する助言・援助
- ◆職場復帰受け入れのための上司、同僚等の理解の促進に関する助言・援助
- ◆職場復帰後の対象者の状況把握や適切な対処方法に関する助言・援助

対象者に対して

- ◆生活リズムの構築及び通所等に必要な基礎的な体力の向上
- ◆作業遂行に必要な集中力、持続力等の向上
- ◆ストレス場面での気分、体調の自己管理及び対人技能の習得

実施期間

支援期間は対象者個々に設定しますが、標準的には12週間です。

サービスのご利用にあたって

◆リワーク支援の説明会を開催しております。

予約制ですので、まずはお電話（043-204-2080）等でご連絡ください。

案内図

千葉障害者職業センターはハローワーク千葉との合同庁舎の４階にあります。
まずはお電話ください。

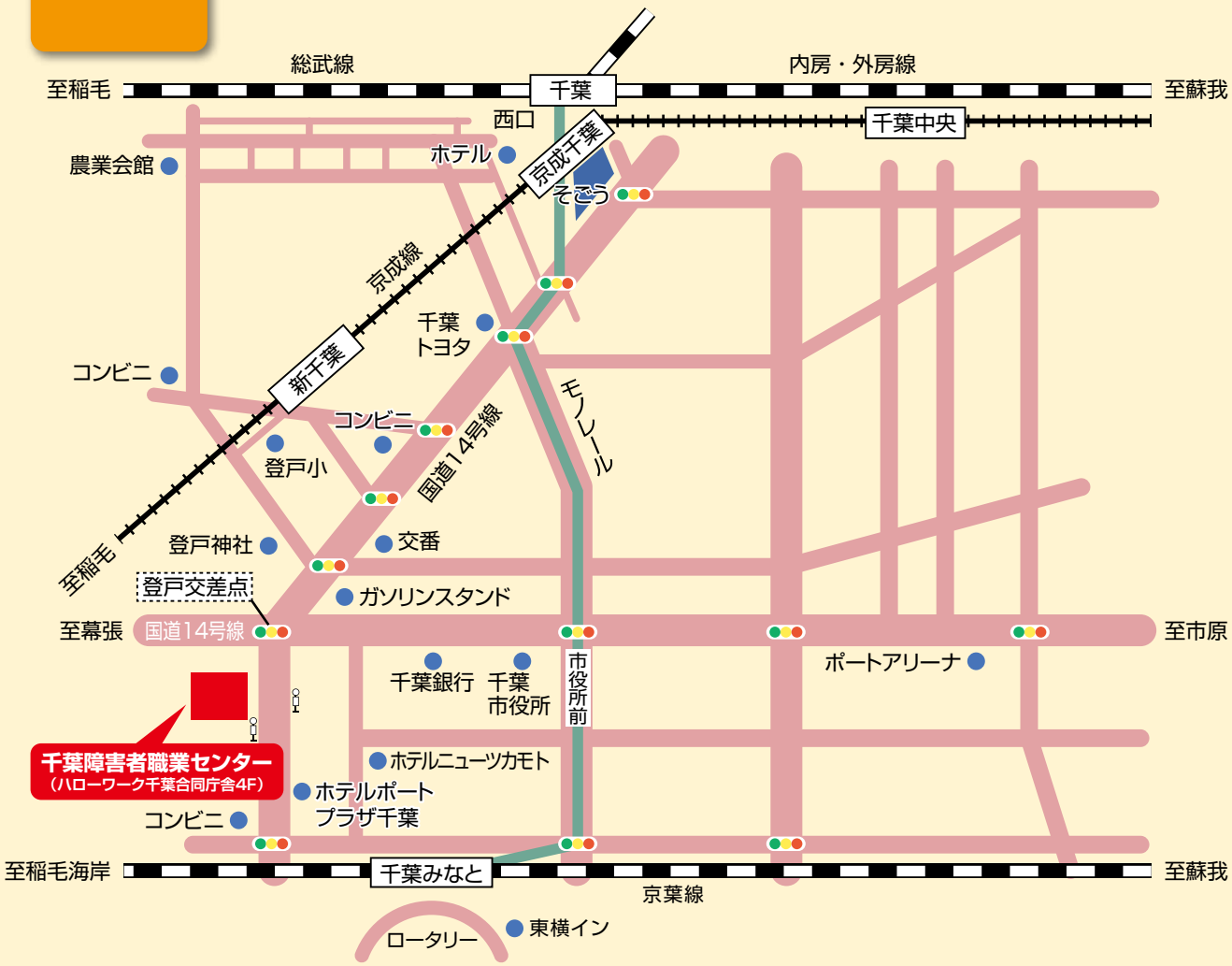

最寄り駅からの所用時間

- JRまたは千葉都市モノレール千葉みなと駅から徒歩約7分
- JR千葉駅から徒歩約20分
- 京成新千葉駅から徒歩約10分

京成新千葉駅はエレベーター・エスカレーターが設置されていません。
ご利用の際はご注意ください。

駐車スペースに
限りがありますので、
公共の交通機関を
ご利用ください。

バスをご利用の方へ

- ちばシティバス　千葉駅西口27番乗場「稲毛駅」行
  「ハローワーク千葉」下車　徒歩1分

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部

千葉障害者職業センター

〒261-0001　千葉市美浜区幸町１丁目１番３号

電 話　043-204-2080
FAX　043-204-2083

令和元年7月 印刷